更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

第一条　更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市　豊田市　大阪市	さいたま市　神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　岐阜市　静岡市　福岡市　津市　泉佐野市　和歌山市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市	札幌市　栃木市　前橋市　町村　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市
四、二六〇円	四、一五八円	四、一三二円	四、〇五五円	四、〇〇四円	三、九〇二円	三、八二五円

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市　豊田市　大阪市	さいたま市　神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　岐阜市　静岡市　福岡市　津市　泉佐野市　和歌山市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市	札幌市　栃木市　前橋市　町村　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市
四、二四〇円	四、一三八円	四、一一二円	四、〇三六円	三、九八五円	三、八八二円	三、八〇六円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市
一六九円	一五〇円	一四五円	一一四円

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市
一六九円	一五〇円	一四四円	一一四円

３　七四八円

３　七二九円